⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額　1,787千円

合計　515,571千円

Ⅳ　キャッシュ・フロー計算書注記事項

１．資金期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	8,068,481千円
資金期末残高	8,068,481千円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる固定資産の取得	
工具器具備品	819,484千円
現物寄附による固定資産の取得	
工具器具備品	245,028千円
図書	6,570千円
計	251,598千円
現物寄附による少額資産等の取得	130,973千円

Ⅴ　国立大学法人等業務実施コスト計算書注記事項

１．引当外退職給付増加見積額のうち、国又は地方公共団体からの出向職員に係る額　5,128千円

Ⅵ　金融商品の時価等に関する注記事項

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターからの借入れに限定している。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公債及びＡ格以上の社債のみを保有している。株式は、取引関係の維持・強化を目的として保有しているものであり、市場価格の変動リスク、発行体の信用リスクに晒されている。発行体の信用リスクに関しては、毎期末決算時において財務諸表を徴取し、実質価額や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握している。また、未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っている。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（(注２）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時　価（＊１）	差　額（＊１）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	1,899,668	1,911,726	12,057
⑵　現金及び預金	8,068,481	8,068,481	―
⑶　未収附属病院収入	5,348,721		
徴収不能引当金（＊２）	△ 41,371		
	5,307,350	5,307,350	―
⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金（＊３）	(8,310,287)	(8,748,066)	(437,778)
⑸　長期借入金（＊３）	(18,835,077)	(20,158,899)	(1,323,822)
⑹　長期未払金（＊４）	(2,308,194)	(2,343,484)	(35,290)
⑺　未払金	(6,194,391)	(6,194,391)	―

（＊１）　負債に計上されているものについては、(　) で示している。

（＊２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除している。

（＊３）　一年以内返済予定（流動負債に計上）のものを含んでいる。

（＊４）　リース債務であり、一年以内償還予定（流動負債の未払金に計上）のものを含んでいる。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

満期保有目的の債券の時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

⑵　現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑶　未収附属病院収入

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。なお、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定している。

⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑸　長期借入金及び⑹　長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

⑺　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（注２）　非上場株式（貸借対照表計上額2,405千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑴投資有価証券及び有価証券」には含めていない。

Ⅶ　賃貸等不動産の時価等に関する注記事項

当法人は、新潟市西区五十嵐キャンパスにおいて、賃貸等不動産を保有しているが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいと判断されるため、注記を省略している。

Ⅷ　資産除去債務に係る注記事項

⑴　資産除去債務の内容について

石綿障害予防法、フロン回収破壊法、障害防止法、医療法、及び衛生検査技師法に係る資産除去債務を計上している。

⑵　支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

使用見込期間を５年～47年と見積もり、割引率は0.495％～2.319％を使用し資産除去債務額を計算している。